

<b>鹿行ニュース No. 8</b>	鹿児島県行政書士会 鹿児島市与次郎2丁目4-35 KSC鴨池ビル202号
平成27年5月 1日(金)	TEL: 099-253-6500 fax: 099-213-7033

会員各位

鹿行発 第18号 平成27年5月1日  
 鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



お知らせ

## 発券機は平成27年9月末日撤去します

平成27年7月からは、運輸支局窓口への『自動車税の納税証明書』の提示を省略できます。

※ただし、以下の車両についてはこれまでどおり『自動車税納税証明書』の提示が必要です。(従来、発券機で出せなかった車両と同じです)

- ①自動車税減免・免除等の車両
- ②納付情報が、納税確認のためのシステムに未反映の車両
- ③その他特殊事情のある車両

継続検査提出前の事前確認(いわゆる完納確認)や、上記①～③車両の『証明書』に関することについては、これまでどおり自動車税課までお問合せください。

**TEL問い合わせ先:鹿児島県自動車税課:099-261-5611**

■ 訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

鹿児島第3支部

池田 浩 先生

平成27年4月9日ご逝去

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。  
 使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。  
 作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。  
 鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。

平成27年4月から

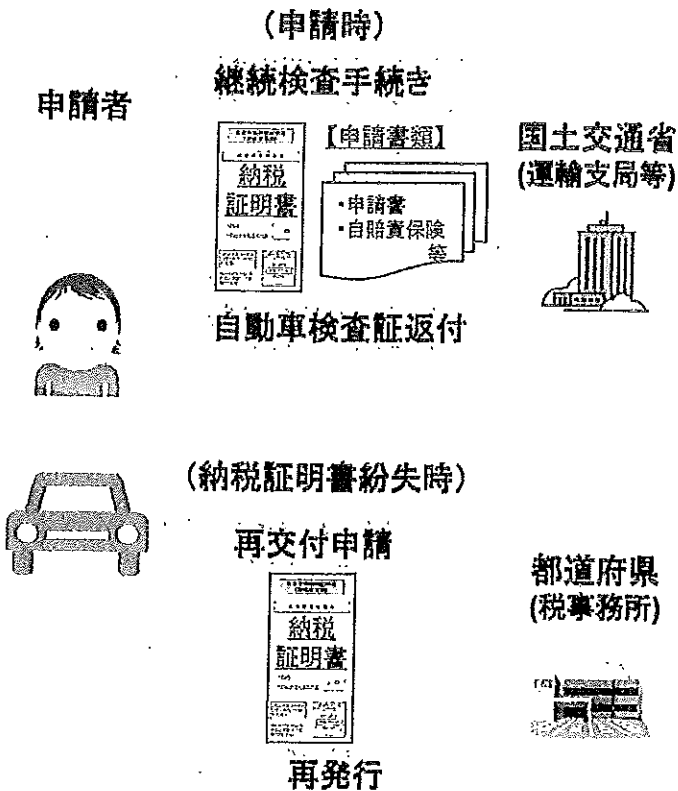
登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略できるようになります！

※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

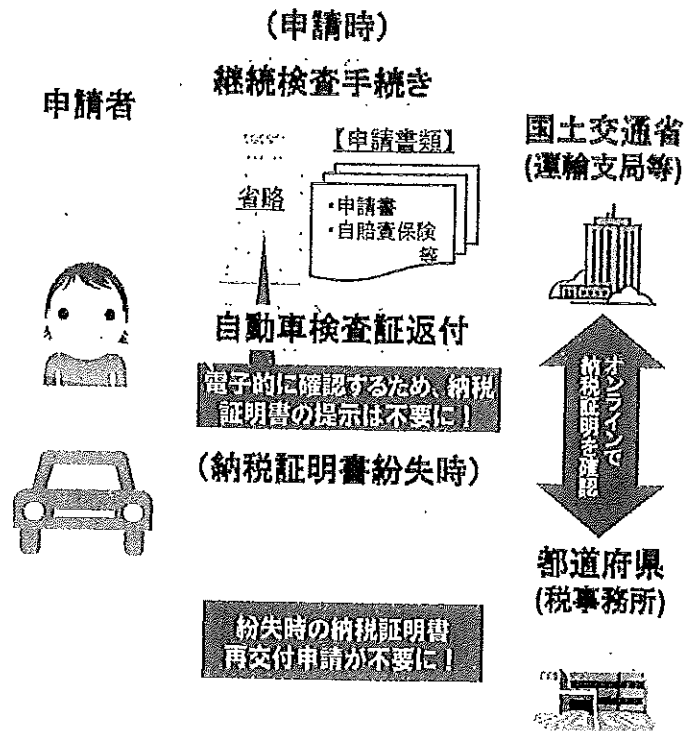
※軽自動車、小型二輪自動車については、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

※一部の府県を除く。

■現在の申請の流れ



■平成27年4月以降の申請の流れ



※鹿児島県については、平成27年7月から対応します。

【ご注意ください】～ 以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です～

○ 軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受検される方

○ コンビ二等で自動車税を納付後、直ぐに継続検査を受検される方

※自動車税の納付方法により、当該納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで相応の日数（最大4週間程度）がかかる場合があります。自動車税を納付後すぐに継続検査を受検する方は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。詳細は各都道府県にお問い合わせください。

○ 以下の府県登録で登録されている方

（年度途中に引っ越し等で納付確認電子化に対応済みの都道府県ナンバーに変更した場合でも、納税証明書の提示が必要となります。）

富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県  
※これらの府県の多くにおいては、順次納付確認の電子化に対応予定です。詳細は各府県にお問い合わせください。

総務省・国土交通省・都道府県